

議案第 13 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県県税規則（昭和 25 年愛知県規則第 58 号）の一部が改正されたため、軽自動車税の減免措置の取扱いについて、愛知県の自動車税の取扱いとの整合を図る所要の整備を行うことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和３８年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第８１条第２項中「及び障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３号の規定による自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号）第１条第３号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳等」という。）並びに」を「（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び」に改め、同項第４号中「精神障害者保健福祉手帳等」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第 8 1 条 略 2 前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害	(身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第 8 1 条 略 2 前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 3 号の規定による自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療にかかるものに限る。）（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳等」という。）並びに道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害

新	旧
者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度 (5)・(6) 略 3・4 略	者保健福祉手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度 (5)・(6) 略 3・4 略

改 正 要 旨

1 改正の目的

愛知県県税規則（昭和 25 年愛知憲規則第 58 号）の一部改正により、自動車税の減免に係る規定が改正されたことに伴い、軽自動車税の減免措置の取扱いについて、自動車税の取扱いとの整合を図る必要があるため、この条例の一部を改正します。

2 改正の概要

精神障がい者に対する軽自動車税の減免について、これまでは減免の申請時に精神障害者保健福祉手帳と併せて自立支援医療受給者証の提示を求めていましたが、自立支援医療受給者証の提示を必要としない取扱いとします。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。